

金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1 この要領は、物価高騰に伴い、厳しい経営状態が続いている農業者の離農を防ぐことを目的に、町内の農業者が農業機械を導入する際に要する経費について、国の重点支援地方交付金を活用し、予算の範囲内で金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、金ケ崎町補助金交付規則（昭和42年金ケ崎町規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2 補助金の交付対象者は、町内に住所を有する以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和5年から令和7年のいずれかの年の農産物販売金額が15万円以上ある者
- (2) 認定新規就農者

(補助金の対象要件)

第3 補助金の交付の対象要件は、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 動力を有している農業機械及び動力を有している農業機械に接続し使用する機械の購入であること。ただし、汎用性が高いもの（運搬用トラックやパソコン、倉庫等、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるもの。）及び付属品（交換部品など）の購入は、本補助事業の対象外とする。
- (2) 農産物の生産または受託する農作業に使用する農業機械の購入であること。
- (3) 購入に要する経費が1件あたり10万円以上(消費税及び地方消費税の額を除く。)の農業機械の購入であること。
- (4) 購入する農業機械については、中古でも可とする。
- (5) 令和9年2月末日までに、購入する農業機械にかかる費用の支払い及び納品が完了していること。
- (6) 補助を受けようとする農業機械導入に関し、国、県及びその他団体等の補助を受けていないこと。
- (7) 本事業で導入する農業機械の耐用年数又は、3年間のいずれか長い方の期間は農産物の生産または農作業の受託を継続すること。
- (8) 申請年度における交付申請は、1農業経営体当たり1件までとすること。

(9) 町税の滞納がないこと。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、農業機械の購入に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の3分の1以内の額（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、1件当たりの補助上限額を30万円とする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長が定める期日までに提出するものとする。

- (1) 購入を予定している機械の見積書の写し及び仕様等が分かる書類(カタログ等)。
- (2) 町内に住所を有していることを証する書類の写し。
- (3) 第2の(1)に該当する者は、令和5年から令和7年のいずれかの年の農産物販売金額が15万円以上あることを確認できる書類。
- (4) その他町長が必要と認める書類。

(補助金の交付決定)

第6 町長は、第5の規定による申請書を受理したときは、速やかに必要な事項を審査のうえ、交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、第5の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金不交付決定通知書（様式第2-2号）により、その旨及び理由を明示し、通知するものとする。

(事業の着手)

第7 事業の着手は、補助金交付決定に基づき行うものとする。

(補助事業の変更等)

第 8 申請者は、第 6 の規定による補助金の交付決定通知を受けた後において、補助事業の変更又は廃止をしようとするときは、金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金変更(廃止)承認申請書(様式第 3 号)により、町長に申請を行うものとする。

2 第 6 の規定は、前項の申請があった場合について準用する。

(事業の完了報告)

第 9 第 6 の規定による交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 30 日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添付して金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業完了届(様式第 4 号)を町長に提出しなければならない。

(1) 農業機械購入を証する領収書の写し

(2) 購入した農業機械の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に定める完了届を受理したときは、速やかに事業の実施状況及び当該書類を審査するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 10 町長は、第 9 の規定により提出のあった完了届の内容を審査し、補助金の交付決定条件に適合すると認めたときは、金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金請求書(様式第 5 号)による申請者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第 11 町長は、申請者が虚偽の申請又は不正の行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(営農状況の報告)

第 12 補助金の交付を受けたものは、令和 10 年度までの営農状況について、町長の求めがあるときは、報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第 13 補助金の交付を受けたものは、本補助事業により取得した財産を、減価償却期間中に処分してはならない。

(要領の失効)

第 1 4 この要領は、令和 9 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において補助金の交付を受けた者に係る第 1 1 及び第 1 2 及び第 1 3 の規定は、この要領の失効後もなおその効力を有する。

(補則)

第 1 5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第5関係）

令和 年 月 日

金ケ崎町長 高 橋 文 浩 様

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

印

電話 ()

金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金交付申請書

金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金交付の決定にあたり、裏面の事項について誓約及び同意します。

記

1 補助事業の目的

目標年度（令和10年度）までの営農の継続

2 補助金交付申請額

購入見込額（税抜）
円

補助金交付申請額※1
円

※1 購入見込額（税抜）÷3、ただし、千円未満は切り捨てる。また、上限は300,000円。

3 購入する農業機械の名称及び用途

農業機械の名称	機械の状態 (該当するものに○)	用途 (該当するものに○)
	新品	農産物の生産
	中古	農作業の受託

4 農産物の作付、農作業受託の状況

農作物名または畜種名	作付面積または飼養数
	(a 頭 羽)
	(a 頭 羽)

※3つ以上ある場合は、販売額が大きいものから順に2つを記載。

5 添付書類

- (1)購入を予定している機械の見積書の写し及び仕様等が分かる書類（カタログ等）
- (2)町内に住所を有していることを証する書類の写し（免許証、マイナンバーカード等）
- (3)令和5年から令和7年のいずれかの年の農産物販売金額が15万円以上あることを確認できる書類。（販売伝票等）※認定新規就農者は不要

(裏面)

金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業 申請時誓約書

私は、金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金の交付申請にあたって、下記の全ての事項について、誓約及び同意します。

- 1 当補助金の交付申請書の記載事項及び提出する書類の全ての内容に虚偽はありません。
- 2 補助金の交付等にかかり提出した書類の内容に関する事情聴取、必要な書類等の提出指導、事業所への立入り検査の要請があったときは、これに応じます。
- 3 本事業により導入した機械は、国等、他の機関の機械導入に係る助成事業を利用していないこと、または利用する予定はありません。
- 4 町から交付決定を受けるまで、補助対象機械の発注を行いません。
- 5 本事業で導入する農業機械の耐用年数又は、3年間のいずれか長い方の期間は農産物の生産または農作業の受託を継続します。
- 6 本事業により導入した機械は、法定耐用年数の期間内、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供し、または廃棄することはいたしません。
- 7 補助事業の目的を誠実に履行するとともに、本事業により導入した機械の使用状況について、町長の求めに応じて、報告いたします。
- 8 私の町税の納税等に関する情報を公簿等により確認することに同意します。
- 9 上記1から8の事項に反したとき、虚偽があることが判明したときは、交付された補助金を指定する納付期限までに返還します。

(自著)

上記内容に同意すること、交付対象となった場合には、確実に事業を実施することを誓約します。

令和 年 月 日

住所： _____

氏名： _____

様式第2号（第6関係）

金ケ崎町指令第 号

令和 年 月 日

様

金ケ崎町長 高 橋 文 浩

金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 円

様式第2－2号（第6関係）

金ケ崎町指令第 号

令和 年 月 日

様

金ケ崎町長 高 橋 文 浩

金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

記

不交付とした理由

様式第3号（第8関係）

令和 年 月 日

金ケ崎町長 高 橋 文 浩 様

住所（又は所在地）

氏名（又は名称） 印

電話 （ ）

金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金変更（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け金ケ崎町指令第 号によって補助金交付決定のあった金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので申請します。

記

1 変更（廃止）の内容

2 変更（廃止）の理由

3 変更（廃止）が生じた年月日

4 添付書類（変更の場合）

- （1）購入を予定している機械の見積書の写し
- （2）その他町長が必要と認める書類

様式第4号（第9関係）

令和 年 月 日

金ケ崎町長 高 橋 文 浩 様

住所（又は所在地）

氏名（又は名称） 印

電話 （ ）

金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業完了届

令和 年 月 日付け金ケ崎町指令第 号によって補助金交付決定のあった
金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業について、下記のとおり事業が完了したので報告しま
す。

記

1 補助金交付決定額

円

2 添付書類

- （1） 農業機械購入を証する領収書の写し
- （2） 購入した農業機械の写真
- （3） その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第10関係）

令和 年 月 日

金ケ崎町長 高 橋 文 浩 様

住所（又は所在地）

氏名（又は名称） 印

電話 （ ）

金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金請求書

令和 年 月 日付け金ケ崎町指令第 号で交付決定のあった金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金請求額 金 円

3 補助金の振込先情報

金融機関名		銀行・労働金庫・信用金庫・農業協同組合	
支店名	支店		
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	カナ（ ）		

4 添付書類 振込先が確認できる通帳の写し

参考様式（第12関係）

営農状況報告書

令和 年 月 日

金ケ崎町長 高 橋 文 浩 様

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

電話 （ ）

令和8年度に交付を受けた金ケ崎町農業機械導入緊急支援事業補助金にかかり、下記のとおり令和 年度の営農状況を報告します。

記

1 営農状況の有無（どちらかに○）

☐	営農を継続している	
☐	離農した	離農時期 令和 年 月頃

※「離農した」に○の場合、補助金の返還が必要となる可能性があります。

2 購入した機械の利用状況（どちらかに○）

☐	利用した。	利用した作業の内容 ()
☐	譲渡・処分した。	令和 年 月頃

※「譲渡・処分した」に○の場合、補助金の返還が必要となる可能性があります。

3 農産物の作付、農作業受託の状況

農作物名または畜種名	作付面積または飼養数
	(a 頭 羽)
	(a 頭 羽)

※3つ以上ある場合は、販売額が大きいものから順に2つを記載。